

輪島市監査公表第 29 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年10月20日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月10日（金） 市民課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度監査資料（平成26年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 窓口業務においては、今後、観光も併せた外国人来客の対応が多くなると予想される。外国語対応ができる職員の配置・セミナーなどの対策についても検討し、正確で迅速な対応を目指し業務を遂行していただきたい。また、本庁と出先機関との効率的運用により、窓口サービスの充実・市民とのコミュニケーションを充実させ、市民に対し満足度の高いサービスの提供をお願いする。
- 国民健康保険特別会計においては、各事業実施状況を十分精査し、不用額が見込まれる場合は、速やかに減額補正をお願いする。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。